

第十七卷

第四號

(通卷第六十八號)

昭和七年十月發行

研

究

古代埃及第十二王朝の社會狀態に就て

——中産階級の擡頭に及ぶ——

岡 島 誠 太 郎

(一)

古代埃及數千年に亘る歴史を通じて、最も華やかに國威を境外に發揮したのは云ふ迄もなく、新王國第十八王朝、續いて第十九王朝が擧げられる。併し、ファラオの勢威儼然として搖ぎなく、全國統一の實舉り支配者として大事業を遂行し、後世の視聽を集める點に於て古王國の盛時、第四、第五の兩王朝を指すべきである。然もこの二王朝を経てさしもの勢威は次第に衰へ、地方豪族が擡頭割據し

たが、やがて、振はない王權をして昔日の統一支配權を確立するに至らしめる企てが起り、テーベを根據とする第十一王朝が興つた。しかしながら、其の統一は不徹底であり、歸服せない豪族のあつた他、中央にあつても、政變相ついで生じたためか、歴代の順位さへ明にされ難く、遺物の類も多く湮滅の悲運にあつて居る^①。次の第十二王朝は、所謂中王國の中心として、中央集權の實蹟を得、國王の勢威は埃及全土より更に更に境外に及んで居る。

この王朝の始祖は普通にアメネムヘット一世(Amenemhet I)とするが、この王家も曾ては一の地方豪族にすぎない。第十一王朝の末葉、家系身分にさほど重きをおかないで、有力者より大臣を求めた際選ばれた彼が^②、ガラ(Galla)の豪族の血統を傳へる嗣女と婚して、カウのウアフカ(Uanka of Kau)の子孫たる資格をとり、その血統を高貴にした。従つてアメネムヘット、即ち「アメンを頭に」との謂なる名はテーベの守護神アメンを掲げて出身地を示すのであるが、今一つセンウセルト(Senusert)^③、即ち「ウセルト(Uset)女神の人」との謂なる名はウアフカ家に傳はる人名でその血統を示すものであり、第十二王朝はこの二の王名が殆んど交互に連ねられて居る^④。

アメネムヘット一世は、その子の一人にして、晩年の共同支配者、後に第二代となる者にセンウセルトの名を附したのは以上の説明により、そのウアフカ家たるを示すのであるが、従つて、當時の埃及人は嚴格なる意味に於てアメネムヘットを以つて始祖とせず、その子がウアフカ家の王朝を始め

たと解した様である⑤。

- (1) Meyer; *Geschichte d. Altertums I 2*. Stuttgart 1921. S. 288.
Naville; *La XIe Dynastie*, *Zeitschrift für Ägyptische Sprache u. Altertumskunde* XLVI S. 82 ff.
Breasted; *Ancient Records of Egypt I* Chicago 1906 p. 197.
- (2) Petrie; *The People of Egypt*; *Ancient Egypt* 1931 p. 81.
- (3) Sennert は Uertsen 或は Sesostis と同じ名稱ながら、字義の上より第一のものを可とした。
- (4) Petrie; *The Origin of the XII Dynasty*; *A. E.* 1924 p. 38.
- (5) Petrie; *A Revision of History*; *A. E.* 1931 p. 5 ff.

(二)

斯くして、中央集権の強力なる王朝の基礎がなり王権大いに伸長したのであるが、第十一王朝及び第十二王朝に對して封建制度の完成の時期と云ふ者がある。地方豪族が領土を有し、城壁ある都市に住ひ、獨立せる裁判權と、自ら徵税をなす等の事實があつても、直ちに歐洲の夫と差がないとする Brested には與し難い⑥。穩健なる所説に人を敬服せしめる Meyer も第十一王朝を以て封建時代の最頂點とし、シット(Siut)の領主(nomarch)の如きはフアラオと勢威等しく $\overline{\text{w}}\overline{\text{r}}\overline{\text{t}}\overline{\text{t}}\overline{\text{w}}$ anj w'ta snh の讚稱を用ゐて居たが⑦、第十二王朝の強大なる王權の下に、地方豪族が相互に弱肉強食の戰國の情勢が終を告げ、墳墓造營に力めたとして居る⑧。

併しながら、埃及が古王國に於て既に四十有餘の「*nomos*」に分たれて居り^⑥その盛時にても上埃及では、各「*nomos*」にあつて、裁判權を持ち、穀倉を保ち、軍隊を擁して居た。唯、國王の任命した上埃及の長官が監督して居たのが知られる^⑦。王權紐を解けば、地方の有力者は專横となり、王紀舉れば、鳴りをひそめる。故に單に以上及び之に類する事實を以て封建制度と斷言し去るは相應しくないと考へられるが、分封の事實等については今後の研究に保留したく、唯、封建制度の存在については多大の疑問を有する點を附記したい。

(6) Breasted; *History of Egypt*, New York 1919 p. 157.

(7) Meyer; *Ges. d. A. I. 2*. 263.

(8) *Ibid.* s. 263.

(9) Petrie; *The Nomes of Egypt*; *Historical Studies*, London 1911 p. 22.

(10) *Sehe. Vorkunden des Alten Reichs*, Leipzig 1903 I. 106.

(三)

元來、埃及人は支配者の下に絶對服従した。彼等自身で獨立の單位として經濟的活躍をなすが如きは長く考へられなかつた。古王國の盛時にあつて巨額の富の蓄積が可能となり、國王の權威は一般民衆を驅つて勞作に服さすことができた。しかも之はやがて民の産業を制し、多大の消費をなし、財政窮乏の結果、國礎を危くせしめた。國王の勢威が衰へるに伴ひ、地方豪族は豫て憧れた王者の如き生活

と權威とを振舞はんとし、よしや規模は小なりとは云へ、來世のために王陵に模して墳墓造營をなした。曾て國王のみが一主體で、支配下の民衆は單なる從屬物として行動し、光被したる國王崩御の曉には殉死することは當然とした。然も王權の衰微につれ、地方の豪族が一の主體として現はれた。即ち豪族は獨立的地歩を占めた。素より古王國の初期では國王の財源と云ふべきは、民衆の獻納、勞役提供に據る他、直轄地の收益を以てするが、やがて、土地は王の直轄以外に、豪族又は神殿の有に歸するに至つた。斯くして一般民衆は土地の從屬物となつた。王朝以前では確證はないが、恐らく民衆も動産の他に耕作地を有して居たと解せられるに拘らず、今や漸く家畜を有し得るのみになつた。且、第四王朝の末葉には、王に直屬せず、王より一定の官職を受けるのではなくして、然も「王の友」W. snr.とか「王の顧問」の名稱を以て居る豪族がある。第五王朝に於けるテイー ḥt の墳墓がサラに存するが、これにある有名な壁畫によりて、農夫、指物師、鞣皮工、石工等日常百般の働手を驅使して居たことが想像される。

勿論、これらの豪族を制禦せんがために、國王は祭司任免の權を掌中に確保し、聖職は國家の官職より嚴格に分離し、就任者は王族に限るを原則として王權の維持並に不可侵の部門を造つた。首府メンフィスには有名なるプター(Ptah)の神殿があり、これを技藝の神とし、附屬の工藝學校を設け、多くの技術工藝家を輩出せしめた。プターの祭司長を同時に石工の長官とするを常として居るのは注意

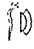
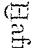

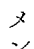
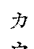

すべきである。

國王の一般民衆に俟つは、從屬物たる境遇に甘んじて營々として働く事であるが、勞苦を厭ひ安逸を期し次第に自らの立場を持ちたいのは人心の常であるから、必ずや不平不満を抱き、何時かこれを示さんとする者が絶無とは云へない。しかも遺憾ながら民衆にはこれを表す機會もなく、縱令あつたとしても遺物の内には望まれ難い。


國王に直接、仕へる者は、王事に執掌する事によりて誇を有し、之を潤色して碑石、墓銘に彫つて居る。しかも王命を行ふ官吏は民衆に對し或は棍棒を備へ、或は襟頭を捕へて強ひる姿が壁畫等に看られるが、之に反して、國王の碑文中には概して、寛厚宥恕、生者を苦しめず、殘虐酷遇することなく、他の財物を奪はず、妻子を愛したとある。素より、之は自畫自賛で事實と全く符合し難いものたるは明かであるが、少くとも輿論がその爲政者に期待する所が奈邊にあるかを知られる。即ち偉大強剛のみに終始することなく、所謂人情味ある、善良なる國王たるを望まれると共に、他面民衆の地位が向上されて行くのが見られる。

斯くして一方、豪族が國王に代つて一部の民衆を使役したために、國王は全民衆の勞力を獨占し得ず、依つて財政は急迫し、尨大なるピラミッド造營の如きは自然不可能となつた。死者を厚葬し、未來の生活の安穩豐饒なるを望んで、現世をも之に打込む念慮は變らないが、第五王朝に至つては從來

榮えたホルス(Horus)の信仰が、他に轉向を見せんとし始めた。是、ラー(Re)の信仰である。

第四王朝ではラーの信仰は全國的ではないが、王名にカウフラ( Ka)、メンカウラー( Men)、メンカウラー( Ka)、メンカウ( Men)、メンカ( Ka)等があるより見て、その信仰が上層階級にあつた事が窺はれる。第五王朝の始祖ウセルカフ( User)は、前王朝の末に於けるラーの祭司長であつたと解せられる。マネトが第五王朝をエレファンティネ(Elephantine)出身とするが、ウセルカフの父がヘリオポリス附近のサケブ(Sakhebu)市の祭司であつたことより之を正しいとペトリ(Petrie)は見て居る。尤もマイヤーは第五王朝の始祖はカカー(Kakaa)まで降すべきとして居るが、何れにしても、第四王朝より王位を奪つた彼は自己辯護のために、ラーの信仰を立て自ら「ラーの息子」と稱したと解される。此の王朝以降之に倣ひ太陽神ラーの子として埃及に君臨したのは周知の事實である。尙、ラーの信仰は埃及固有でないらしいと云はれるが、これについては他日に譲りたい。ラーの信仰が起つても、之によつて他の神々が消滅するのではなく、依然、崇拜され、特にホルスとは融合された。故に當時に起けるラーの崇拜は根本に於て相反するものではなかつた。唯、これが勃興と共に埃及人の宗教生活に從來より、一段進歩した要素、即ち、より高き一神が現はれて、一神教の萌芽が見られるのである。

素より所謂、古代東方の他の諸國に於けると等しく、支配者の勢威の消長と共に、神の稜威も隆替するもので、強大なる中央集権はやがて、強力なる單一神が生じると解せられる所以で、この場合、

宗教の單一神教 (Henotheism) に該當するが、ラーには、他の神々の如き神殿造像は、最初はなかつた。靈にして現し得ないものとされた點は、ニールの河神と等しい。即ちラーは地上に在らず、唯、天に懸つて輝くもの、故に高き柱を立て、太陽神を象徴化する。オペリスクと呼ぶも、原名は  即ち「隠す」、「藏す」の謂である。國王は全世界の支配者たるラーの子たるが、既述の如く善良なる王を期するために、この神は恩惠深き善良なる神となつてゐる。

古王國盛時の藝術は雄抜にして然も巧緻、この點、古代埃及の他のあらゆる時期に比して、優るとも劣らない所で、自由と美妙とは、當時の埃及人が、平和満足の生活を物語ると云はれるが、國王及び豪族、並に少數の上層階級の好尚と見るべく、一般民衆が幸福であつたか否かは自ら別問題ではなからうか。

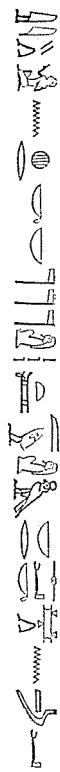
(11) Petrie; *History of Egypt*. I London 1923 p. S. 70.

(12) Meyer; *a. a. O.* S. 202.

(四)


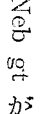

以上、古王國に於ける埃及人心が變り行く跡を顧みた。ラーの稜威は益々盛んになつたが、これが完全に單一神になり得なかつた。尤もある神々は、のみ保つが、空虚となり、ラーの従僕、補助者にすぎなくなつた。斯くて、この信仰は全國に擴まり上層階級に行き互つた。これは死者の書にも窺は

れる。ホルスは  Ra Heru 或は  Ra Heru anjuntit となつた。譬へば同書の
巻頭、ラーへの讃頌には、この形式でホルスをも稱へて居る。

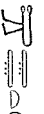
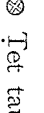
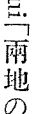
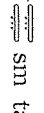



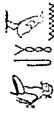
「我は御前に來れり。(完了)神々の主なる、兩地界の太陽神よ、眞理は御前に導けり(完了)」「大意」
(From the Papyrus of Genna §8) 斯くて神々はラーに屬性を奪はれて吸收されたるに拘らず、茲に
注意すべきは、メンフィスの神たるプターのみは、依然として獨立の立場を維持して居た。これは既
述の事情より然らしめたもので、かゝる信仰の變化は一面、政治的の經過を辿るのに役立つものであ
る。

古王國の末葉、世の變亂に乗じて一般民衆の中より、地位の向上を企てるもの現はれ、中産階級が
起らんとした。既に富の積蓄を手易くする貨幣が生じ、これを利用して次第に勢力を増し、時の進む
につけ、世の移り替りにつれ、名は兔に角、實に於て收めたのである。墳墓を壯にし、祭祀を盛んに
するは各地方に波及した所であるが、中産階級がその實力に應じて、彼等が埃及人として希望を遂行
した點に注意すべきである。厚葬の結果、墳墓を飾り、供物の類を彫出し、經文を記し、墓所の通行
者と呼ばけ誦せられん事を記したのがある。權力ある者は、死者の神オシリス (Osiris) の司るアビ
ドス (Abidos) に屍を送つて、此の地に埋葬されたが、中産階級中大いに富める者は之が模倣を敢て

なした。併しなし得ない者は、碑石を調へてこれを目的地に届けて、その希望の一部を達したのである。これらは必ずしも國王の近臣ではなく、一般民衆中の工藝家の類が、僅かに王命を果した事を麗々しく掲げて居る。これが次第に勢力を納め、後世、埃及に於て    が偉大なる人と同時に富める人となつた。

(五)


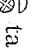
斯くして後、第十二王朝が成立した。中央集權の實を發揮すべきに拘らず、初期は尙、地方の豪族を制することは不徹底であつた。故にテーベの神アメンを主神として、これが稜威を宣揚する事に務め、ラーと結んで、アメン・ラーとして古き信仰と調和、統一を計つた上、更に都をメンフィスの南、ニールの右岸を卜して、茲に半ば宮殿、半ば要塞を建造して、   Tet tani「兩地の鎮守」と名けた。兩地は云ふ迄もなく上下埃及である。豪族を歸服せしめんがためには、かく國王は武裝せねばならなかつた。尤も、ツートメス三世 (Thoutmes III of XVIII d.) が即位後、自らを   sm tani 即ち「兩地の結合者」と稱したのは、單に上下埃及ではなく、埃及とアシアの結合を企圖した彼の大理想で、これと比すべきではないが、豪族を睥睨した意氣は壯と云はねばならない。後述するが如く、豪族は世襲の土地を有するを以て、國王の財政を鞏固ならしめる事は緊急なる要務であつた。これが外敵を撃退すると共に、貿易並に土地の開發に力を盡した。

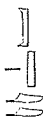

ヌビア(Nubia)の遠征は、第十一王朝に既に行はれたが、曾て第四王朝に於て埃及の軍隊は南に進み、第六王朝ペピ一世(Pepi I)はケルマ(Kerma)、ナバタ(Napata)、メロー(Meroe)に及んだに比して實蹟擧らなかつた。第十二王朝でも、埃及の勢力は一般的に見て守勢にすぎず、時に攻勢に出づる事があつても、やがて守勢に引戻される虞が多であつた。されば黑人  (Nubians)の入國に對して嚴重なる制限と警備とが行はれた。センウセルト二世の八年及び十六年には通商以外には入國を嚴禁し、乗船をも指定する令を發して居る^⑩。

リビア(Libya)の討伐亦相當苦心が拂はれ、アメネムヘット一世の晩年にあたつて、センウセルト一世は父王の健康を氣遣ひながらも出征して居る。

南方の奇異なる産物を得るためにプント(Punt)に往復するは大なる利益を齎したが、ニールを廻り陸路を採るのは不便なる上に安全でなかつた。そこで之を避け紅海に出づる事となつた。即ちハママート(Hammamat)を進むのであるが、この地方への進出は古王國にても行はれ、ペピ二世の代にエネケット(Eneket)が使命を果さんとして、クセル(Usel)附近の海岸で造船中土民のために殺された^⑪。尤もこの地方に石材を求めたのは第五王朝のイセシ(Isesi)の代に見られる。第十一王朝のメンツヘテップ五世(Menthetep V)の二年にも石材を求めたが、更にメンツヘテップ六世の八年にはクセル港への最捷路を決定せんとして居る^⑫。

プントとの通商は大なる利益を齎したことは、後に第十八王朝のハットセップスト(Hatshepsut)女王が成功を祝して、アメンのために神殿を造營したことも知られるが、これが遂行には準備のために多大の資金と相當の時日を要した。しかも海上は難航路である。故にカフーン文書(Kahun Papyrus)の傳へるが如く、ツトヘテップ(Thutetep)は十三キウビットの石材をハットヌブ(Hatnub)より運ばしめ、この際ヘーア(Haia)州西部の青年が第一列、兵士が第二列、祭司が第三列、東部の青年が第四列となつて之を運搬したと云ふ程^⑧、第十二王朝の地方豪族が勢力を有しても、プント通商を執行し得なかつたもので、全く國王の獨占事業と見るべきである。ヘヌ(Henu)が第十一王朝に行つた後^⑨を受けて第十二王朝が討伐漸く納まるや、これを行つて財政の鞏固を計つた。即ちアネムヘット二世の二十八年にケントケットウエル(Kehtetwer)が王命を果してプントより無事歸つて居る記録がある^⑩。殊に注意すべきはプントの地名を彫込んだ、個人の祈禱文ある碑石があり、船主の碑もこの時代には見當るのである^⑪。斯くしてこの頃に成つたと謂はれる「難破船員物語」の如きも、荒唐無稽なるものと片付けられず、その乗船は長さ百五十キュービット、幅四十キュービット、乗員百五十名と云ふが如きは考慮すべき材料である。友情ある碧玉の眼ある怪物の姿等も人情の純朴さを教へるのである^⑫。

次に第十二王朝は、土地の開發經營をなして財政に資して居る。その大なるはファイウム(Fayum)を擧げねばならない。こは湖水地方  ^⑬  と呼ばれ古王國に於て既に有名なるセベク(Sebek)を

祭るセテット(Setch)がある。第十二王朝はこの地方の開拓者を以て任じ、アメネムヘット三世の如きはカフーンに宮殿を築いて直接經營にあたつた。この附近にあるイラフーン(Mahm)はニールより引く水を調節するため閘門を設けた地であるが、セベク神を崇信すること厚く、その祭司長  Heri se には前述の  の使用をへ許したのである。

斯くして第十二王朝の境外に交渉があつたのは、所謂、カマレース器によりてエーゲ海との交通も知られ、ベニ・ハサンの遺物でアジア方面渡來の眼鏡料が歓迎された事を知られるが、しかし同王朝の理想は大體に於て、古王國の復興であり、新王國の如くアジア方面と直接積極的に交渉する所がなかつた。素より古王國に比して王者としても進歩がないではないが、寧ろ時の成行と見るべきものにて、アメネムヘット三世が自ら「善き神」と稱したのも既述の如く人心の變化、民衆の地位向上より解すべきであらう。

藝術方面も古王國を目標とし、更に適合と均整を狙つたと考へられるが、中には王者たる權威を故意に保たざうとした跡が見られる。

(13) Moret & Davy: From Tribe to Empire, London 1926 p. 223, 225.

(14) Breasted: Anc. Rec. I p. 295.


(15) Meyer: a. a. O. S. 262.

Erman: Stelen aus Wadi Gasts be Qozer Z. Ä. XX S. 203.

- (16) Breasted; *Anc. Rec.* p. 311f.
 (17) *Ibid.* p. 208.
 (18) *Ibid.* p. 275.
 (19) Hieroglyphic Texts from Egyptian Stelae, &c., in the British Museum IV. London 1913 pl. 50, pl. 4, pl. 30.
 (20) Gardner; *Notes on the Tale of the Shipwrecked Sailor*; Z. Ä. XLV. S. 60.

(六)

第十二王朝に於ける國王の立場を見る。第十八王朝末葉の狂奔兒アクナートン(Aknaton)の如きは、征服を事とする同朝の歴代のタイプを放れて、寧ろ家庭生活さへを示した點に於て「最初の個人」と云ふ名稱が與へられたが⁽¹⁶⁾、王者としての惱を物語るものは、第十二王朝の初期、アメンムヘット一世が、身邊の危難を語り、警戒を嚴にすべきことを、後にセンウセルト一世となる息子に教へて居る。

臣下  に親しくなり過ぐるな (Teaching of Amenenhet § II) 友を信するな (§ III) と云ふ

事を説いた上、センウセルトの補佐を求めて居るが、特に夕食後身を寛げて眠るとき毒及現はれ、辛うじて國王は身を全うした邊りは生々しい筆致が見られる。即ち、

er ter mesi-u pu gdui qepenu šep-na em unnut entu nefer ab seter- na hi huni- a baqa- na
 aa- na hati-a hi šesu aketenn- na asnu sereru gdu-u er net- er hi-a ar-kua ma sehi ta-en-mer
 nhas-a er gera au-f en hä-t-u-a kem-na hini er her pu nen māunef neqt-u ar šep-na asta gdu-u

em tek-f au ti-na neqt nehenu ma baba-tu nen su kenen-n em kerh-t nen gera-tu non geperu
sep mâ nuț uah gomet-kua mâki mâki stau em geperu aua gomet-kua nen sosem-na šenti-u hi
s-naț a nek au hems-tu hinâk aq ari-a hi gegeru hi enti nen heru her-set m gomt-set nen an
ab-a usefat-u enti hi baku an au si en himet-u tes-u hi sakru an au šef- a- tu em gennu-n em
gennu en per an au geba-tu am-a.....an au sqa- tu nek-e-t-u-k hi artu-tu sen nen atenu-na
hai en ter mesi-n nen geperu mati-set sep em art ar kenenu.

「夕食後、闇覆ふ。朕は心臓によからんがため、暫し時を取りて、寢臺に憩はんと身を横たへり。
いたく疲れたれば、何事が生じたるか意識する由殆んどなし。既に睡りたるなり。然るに見よ。朕
に對して武器の群り迫るあり。窮境に陥る。(沙漠の蛇の如しの謂。(S.VI))、朕、振ひ立ちて身構
して單身戦ふ。やがて一撃を加へ敵倒れ、武器を手にしたるを捕ふも、この臆病者を歸らしむ。彼
は勇敢ならず、何者も戦はず(字義不明).....朕は何事も悟らざりき。(S.VII)、曾て親衛兵(或は
近臣?)は朕に知らしめず。朕實に爾に誠む。臣下に氣を許す勿れ。(S.VIII)、後宮に發生せる陰謀
は如何なる事情あるも、開闢の昔(或は英雄の行爲のとき)より.....彼等の惡謀にとりて、若き爾
は乘せられざる様に勇敢に精力を注げよ。(S.IX)」

以上はアメネムヘット一世の時なるが、更にセンウセルト一世のときに大臣、メンツヘテップの

とある²⁰⁾。

斯くして國王の勢威は高く、センウセルト三世をして「十六年ペント(Pent)の第三月、南方の境界をヘーフ(Heh)に定む。朕の定むる境界、祖先にまして上流に進めり。故に朕によつて得られたるを加ふ。朕は王なり。口にする處を行ふ。胸裡に描くものは手に渡るべきなり。(中略)仇するものを撃ち、服する者を撫す。攻撃せば人畜穀物を容赦せず」²¹⁾と揚言せしめるに至つた。


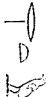
(21) Breasted; History of Egypt. New York 1919 P. 356.

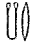
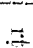



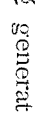
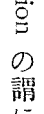
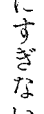
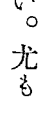


(22) Chabas & Goodwin, Travels of an Egyptian in Syria Phoenicia Palestine etc. in XIV cent. B. C. Record of Past old. s. II p. 101 f.

(23) Maspero; The Adventures of Sinuhait. R. P. new s. II p. 11 f.

(24) Breasted; Anc. Rec. I p. 292.


(七)

以上の如く國王の勢威が盛んになりたるものゝ、他方、中産階級の擡頭は見逃し得ない事實として現はれつゝあつた。繚縷を纏つた者はリネンをつけ、堅琴  kennart に無關係だつた者がこれを弄び、音楽の女神を賞め、顔を寫すには水面しかなかつた輩が、鏡を有する様になり、かくて世は笑が絶えて、歎が増したとあるは、實に民衆の生活が上層階級を模倣し、生活内容が豊富になつたのを意味し、末尾の句は上層階級より發せられた歎聲と見られる²²⁾。

古代埃及に於て、凡そ人類  に  を區別する場合は三個に分つて、ラーの涙より出でたる神奇、その他の二種を、民衆、奴隸と見る場合、及び素朴なる人種別をなすことがあり、ヌビア人に對してはラーが自瀆の結果、生じた民族とさへ考へた。第二十王朝のラムセス三世 (Rameses III) が、自分は多くの階級を養成したとするが、素より社會的階級ではなく、王命に服する文武の官吏を云ふにすぎないので、 は團體の謂であり、 —  —  —  —  —  —  —  — —

中には農夫に對して官吏たる道を開いた豪族がないでもなく、第五王朝の末葉、ヘンク(Henck)は、他州民をも、自分の州に安堵せしめ、農夫をして官吏たる職に任ずるを認めて居るが②、稀有の事實として字義通り特筆大書したと解せられる。

尤もセンウセルト一世がヘリオポリスの神殿の碑文に於て、「すべて民衆の二つの眼」と云ふは③、王者として民衆の指導者の意味であり、同王治下のメンツヘテップの碑文にある「民衆の辯護者」の文字を見るが、同碑文中にある「民衆の水先案内」と云ふ意味に於て大差ないものと解せられる④。

以上の如くにして第十二王朝に於て社會的階級を知るべき史料がないかと云ふに、幸にしてセンウセルト一世治下にシウトの豪族なる祭司ヘップチファア  Epytfaa が結んだ十通に互る契約書が傳へられて居る。これによると當時四個の階級が在つたことが窺はれる。即ち

- 一、豪族 *hātya* 第一の者の謂
- 二、官吏 *sr* 貴き者の謂
- 三、市民 *nt's* 小なる者の謂
- 四、農夫 *yalyt* 耕地に屬する者の謂

以上の四個の階級の内容及び相互の關係は明にされないが、概して次の如く云はれる。豪族は世襲地(*sw-ptyt*)と國王より委ねられた地(*sr-hātya*)を有して居る。後者は他に讓渡出来ないのを原則と

して居り、ヘップチファアの契約書にもその區別を明示し後日に面倒が生じない様に注意して居る(第三契約)。市民は元來民衆たるを意味する「小なる者」で、第十九王朝のラムセス二世に於ても、之が幼者の謂に用ゐられた例がある⁽²⁵⁾。しかもこの契約書によれば市民が豪族、官吏の如く「自らの耕作地より神殿に納める事が知られるから、耕作地を所有せるか、少くとも借地して自由に利用して居ることが想像せられ、農夫は「市民の農夫」と謂はれるが故に、市民のために耕作し、神殿に收穫の一部を獻上する事になつて居る(第二契約)。この點より見て、官吏は市民と略々同じ經濟的地歩を占めたと考へられ、外觀上は兎に角、實質上勢力を増したと考へられる。尤も國王より發布する詔勅の中にはよく民衆全體を *ḥmwn* Anju と呼ばれるが、これは「蒼生」の謂であり、特に市民を指すべき必要が新國家になつて生じた場合 *ḥmwn* natu 即ち「都市に屬する者」の謂となつたのである。

センウセルト一世の治世にベニ・ハサンの有力者、アメネムヘットの碑文には「ヌビアを討つこと三回、部下に對して公平仁慈なること」を説き、その次に「市民の娘及び寡婦を虐げたことなく、農夫を酷遇せず、奴隸労働者を無報酬にて使役しない云々」⁽²⁶⁾と記して居るが、これ亦自賛にすぎないとしても、市民、農夫と並列して居ることは注意すべきである。

(25) Steindorff: Die Briteze t des Pharonenreiches, Bielefeld u. Leipzig 1926 S. 20.

(26) Lythgoe: Excavations at the South Pyramid of Usht in 1914. Anc. Egypt 1915 p. 153.

(27) Breasted: Anc. Rec. I p. 291.

(28) Ibid. p. 244.

(29) Ibid. p. 235-6.

(30) Ibid. III p. 236.

(31) Ibid. I p. 245.

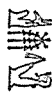
尚ヘップチファアの契約書の原文は左によつた。

Einam, Zehn Vorträge aus dem mitteren Reich. N. A. XXX. S. 139f.

(九)

斯くして實力を備へたる市民は支配階級に割込運動を起し、少くとも官吏にならうと努力をなし始めたのであるが、これを説く前に、王命によりて宮廷藝術のために精進した者は如何に遇せられたかを顧みたい。

第五王朝に於てウエシュプター (Wesephtah) が、君寵を受けて建築をおこしたが、完成を見ないで仕事場に斃れ、厚く葬られたが、凡そ藝術家なる者が如何なる程度まで個性を認められたかと云ふに甚だ心細い。素より作品に署名するが如きを考へ及ばず、或はこれをなす事が許されなかつたと解せられる。原文の中に表はれる藝術家の名或は藝術そのものに就いてはケフレウス (Khephres) ②、及びラーヘテップ (Rahetep) の碑文 ③ に夫々記されて居るが、ある作品について明に作者を示したものは殆んどない。これは古代埃及を通じて云ひ得るもので、エドフ (Edfu) のホルス神殿に、イムヘテップ (Imhotep) の名を認められると云ふが ④。これプター神の子にして後に神化された有名な建築家の名を擬したも

のであり、アブ・シムベル (Abu Simbel) の神殿の列柱室の浮彫に、ステックメス  Sutehmes と僅かに讀まれる名があつて、周圍の事情より藝術家と推定されるが、邊境の地のためにかゝる自由が許されたと解したい⁽³²⁾。

第十一王朝メンツヘテップ二世の治世に彼の神靈殿が建築され、比較的よく保存されて居る古建築の一なるが、この境内に自然の岩を切出して國王と妃との肖像がある。しかるに此等の作者が幸にも推定される。即ちアビドスに發見された墓碑に、メンツテップ二世のときにメルタイセン (Mertsen) と呼ぶ優れたる藝術家があり、彼及びその子の兩人が肖像を造るに巧妙であつたと誇つて居るが、恐らく以上の作品は彼等の手になつたと考へられる⁽³³⁾。斯かる例は比較的少ないと云ふべきであり、第十二王朝に於ても、他の一般手工業者と同列に取扱はれ、「父なきもの」、「血統の正しからぬ者」と貶されて居たのである。

(32) Sethe; *Urkunden A. R.*, § 16.

(33) Perie; *Medim* 34.

(34) Chassinat; *Pseudo-architecte de temple d'Horus à Edfou Anc. Egv.* 1830 P. 90.

(35) Roeder; *Namensunterschriften von Künstlern unter Tempelchefs Z. A. L. S.* 76 f.

(36) Hall; *Ancient History of Near East.* London 1920 p. 146.

官吏となつて支配階級に近づかんと希望は次第に盛んになつた。實力を以てその地位を得んがためには修學が必要とされた。第二十二王朝の頃になると云ふアメネムアプト(Amenemhat)の教訓書に於ても「勞働する人々の口より(彼を)放し、智識ある人々の口に激賞される様に(彼を)せしむ」と、勞働する者と智識ある者とを對立的に區別をして居る^⑧。

既に第五王朝に於てプターヘテップ(Ptahotep)は處生法と云ふべき訓話を殘し、「智識を誇る勿れ^⑨」^⑩「正義を行へ」^⑪「神を虞れて人を恐れるな」^⑫」等を掲げて居るが、第十二王朝に於ては人は須らく官吏たるべく、そのためには修學を勉むべきを説き、且、學なき一般民衆の窮境を物語つてこれらの困難なる勞働より避ける様に奨めるものがある。こはツアウフサクラット(Tautsahrat)がその子を諭した事になつて居る。

「私は爐邊に働く鍛冶屋を見たことがある^⑬。彼の指は鰐の如き臭氣を發する^⑭」^⑮」^⑯」

「多くの道具を持ち運ぶ大工は、他の勞働者よりも休息を要する譯である^⑰」^⑱」^⑲」^⑳」^㉑」^㉒」^㉓」^㉔」^㉕」^㉖」^㉗」^㉘」^㉙」^㉚」^㉛」^㉜」^㉝」^㉞」^㉟」^㊱」^㊲」^㊳」^㊴」^㊵」^㊶」^㊷」^㊸」^㊹」^㊺」^㊻」^㊼」^㊽」^㊾」^㊿」[㏀]」[㏁]」[㏂]」[㏃]」[㏄]」[㏅]」[㏆]」[㏇]」[㏈]」[㏉]」[㏊]」[㏋]」[㏌]」[㏍]」[㏎]」[㏏]」[㏐]」[㏑]」[㏒]」[㏓]」[㏔]」[㏕]」[㏖]」[㏗]」[㏘]」[㏙]」[㏚]」[㏛]」[㏜]」[㏝]」[㏞]」[㏟]」[㏠]」[㏡]」[㏢]」[㏣]」[㏤]」[㏥]」[㏦]」[㏧]」[㏨]」[㏩]」[㏪]」[㏫]」[㏬]」[㏭]」[㏮]」[㏯]」[㏰]」[㏱]」[㏲]」[㏳]」[㏴]」[㏵]」[㏶]」[㏷]」[㏸]」[㏹]」[㏺]」[㏻]」[㏼]」[㏽]」[㏾]」[㏿]」^㐀」^㐁」^㐂」^㐃」^㐄」^㐅」^㐆」^㐇」^㐈」^㐉」^㐊」^㐋」^㐌」^㐍」^㐎」^㐏」^㐐」^㐑」^㐒」^㐓」^㐔」^㐕」^㐖」^㐗」^㐘」^㐙」^㐚」^㐛」^㐜」^㐝」^㐞」^㐟」^㐠」^㐡」^㐢」^㐣」^㐤」^㐥」^㐦」^㐧」^㐨」^㐩」^㐪」^㐫」^㐬」^㐭」^㐮」^㐯」^㐰」^㐱」^㐲」^㐳」^㐴」^㐵」^㐶」^㐷」^㐸」^㐹」^㐺」^㐻」^㐼」^㐽」^㐾」^㐿」^㑀」^㑁」^㑂」^㑃」^㑄」^㑅」^㑆」^㑇」^㑈」^㑉」^㑊」^㑋」^㑌」^㑍」^㑎」^㑏」^㑐」^㑑」^㑒」^㑓」^㑔」^㑕」^㑖」^㑗」^㑘」^㑙」^㑚」^㑛」^㑜」^㑝」^㑞」^㑟」^㑠」^㑡」^㑢」^㑣」^㑤」^㑥」^㑦」^㑧」^㑨」^㑩」^㑪」^㑫」^㑬」^㑭」^㑮」^㑯」^㑰」^㑱」^㑲」^㑳」^㑴」^㑵」^㑶」^㑷」^㑸」^㑹」^㑺」^㑻」^㑼」^㑽」^㑾」^㑿」^㒀」^㒁」^㒂」^㒃」^㒄」^㒅」^㒆」^㒇」^㒈」^㒉」^㒊」^㒋」^㒌」^㒍」^㒎」^㒏」^㒐」^㒑」^㒒」^㒓」^㒔」^㒕」^㒖」^㒗」^㒘」^㒙」^㒚」^㒛」^㒜」^㒝」^㒞」^㒟」^㒠」^㒡」^㒢」^㒣」^㒤」^㒥」^㒦」^㒧」^㒨」^㒩」^㒪」^㒫」^㒬」^㒭」^㒮」^㒯」^㒰」^㒱」^㒲」^㒳」^㒴」^㒵」^㒶」^㒷」^㒸」^㒹」^㒺」^㒻」^㒼」^㒽」^㒾」^㒿」^㓀」^㓁」^㓂」^㓃」^㓄」^㓅」^㓆」^㓇」^㓈」^㓉」^㓊」^㓋」^㓌」^㓍」^㓎」^㓏」^㓐」^㓑」^㓒」^㓓」^㓔」^㓕」^㓖」^㓗」^㓘」^㓙」^㓚」^㓛」^㓜」^㓝」^㓞」^㓟」^㓠」^㓡」^㓢」^㓣」^㓤」^㓥」^㓦」^㓧」^㓨」^㓩」^㓪」^㓫」^㓬」^㓭」^㓮」^㓯」^㓰」^㓱」^㓲」^㓳」^㓴」^㓵」^㓶」^㓷」^㓸」^㓹」^㓺」^㓻」^㓼」^㓽」^㓾」^㓿」^㔀」^㔁」^㔂」^㔃」^㔄」^㔅」^㔆」^㔇」^㔈」^㔉」^㔊」^㔋」^㔌」^㔍」^㔎」^㔏」^㔐」^㔑」^㔒」^㔓」^㔔」^㔕」^㔖」^㔗」^㔘」^㔙」^㔚」^㔛」^㔜」^㔝」^㔞」^㔟」^㔠」^㔡」^㔢」^㔣」^㔤」^㔥」^㔦」^㔧」^㔨」^㔩」^㔪」^㔫」^㔬」^㔭」^㔮」^㔯」^㔰」^㔱」^㔲」^㔳」^㔴」^㔵」^㔶」^㔷」^㔸」^㔹」^㔺」^㔻」^㔼」^㔽」^㔾」^㔿」^㕀」^㕁」^㕂」^㕃」^㕄」^㕅」^㕆」^㕇」^㕈」^㕉」^㕊」^㕋」^㕌」^㕍」^㕎」^㕏」^㕐」^㕑」^㕒」^㕓」^㕔」^㕕」^㕖」^㕗」^㕘」^㕙」^㕚」^㕛」^㕜」^㕝」^㕞」^㕟」^㕠」^㕡」^㕢」^㕣」^㕤」^㕥」^㕦」^㕧」^㕨」^㕩」^㕪」^㕫」^㕬」^㕭」^㕮」^㕯」^㕰」^㕱」^㕲」^㕳」^㕴」^㕵」^㕶」^㕷」^㕸」^㕹」^㕺」^㕻」^㕼」^㕽」^㕾」^㕿」^㖀」^㖁」^㖂」^㖃」^㖄」^㖅」^㖆」^㖇」^㖈」^㖉」^㖊」^㖋」^㖌」^㖍」^㖎」^㖏」^㖐」^㖑」^㖒」^㖓」^㖔」^㖕」^㖖」^㖗」^㖘」^㖙」^㖚」^㖛」^㖜」^㖝」^㖞」^㖟」^㖠」^㖡」^㖢」^㖣」^㖤」^㖥」^㖦」^㖧」^㖨」^㖩」^㖪」^㖫」^㖬」^㖭」^㖮」^㖯」^㖰」^㖱」^㖲」^㖳」^㖴」^㖵」^㖶」^㖷」^㖸」^㖹」^㖺」^㖻」^㖼」^㖽」^㖾」^㖿」^㗀」^㗁」^㗂」^㗃」^㗄」^㗅」^㗆」^㗇」^㗈」^㗉」^㗊」^㗋」^㗌」^㗍」^㗎」^㗏」^㗐」^㗑」^㗒」^㗓」^㗔」^㗕」^㗖」^㗗」^㗘」^㗙」^㗚」^㗛」^㗜」^㗝」^㗞」^㗟」^㗠」^㗡」^㗢」^㗣」^㗤」^㗥」^㗦」^㗧」^㗨」^㗩」^㗪」^㗫」^㗬」^㗭」^㗮」^㗯」^㗰」^㗱」^㗲」^㗳」^㗴」^㗵」^㗶」^㗷」^㗸」^㗹」^㗺」^㗻」^㗼」^㗽」^㗾」^㗿」^㘀」^㘁」^㘂」^㘃」^㘄」^㘅」^㘆」^㘇」^㘈」^㘉」^㘊」^㘋」^㘌」^㘍」^㘎」^㘏」^㘐」^㘑」^㘒」^㘓」^㘔」^㘕」^㘖」^㘗」^㘘」^㘙」^㘚」^㘛」^㘜」^㘝」^㘞」^㘟」^㘠」^㘡」^㘢」^㘣」^㘤」^㘥」^㘦」^㘧」^㘨」^㘩」^㘪」^㘫」^㘬」^㘭」^㘮」^㘯」^㘰」^㘱」^㘲」^㘳」^㘴」^㘵」^㘶」^㘷」^㘸」^㘹」^㘺」^㘻」^㘼」^㘽」^㘾」^㘿」^㙀」^㙁」^㙂」^㙃」^㙄」^㙅」^㙆」^㙇」^㙈」^㙉」^㙊」^㙋」^㙌」^㙍」^㙎」^㙏」^㙐」^㙑」^㙒」^㙓」^㙔」^㙕」^㙖」^㙗」^㙘」^㙙」^㙚」^㙛」^㙜」^㙝」^㙞」^㙟」^㙠」^㙡」^㙢」^㙣」^㙤」^㙥」^㙦」^㙧」^㙨」^㙩」^㙪」^㙫」^㙬」^㙭」^㙮」^㙯」^㙰」^㙱」^㙲」^㙳」^㙴」^㙵」^㙶」^㙷」^㙸」^㙹」^㙺」^㙻」^㙼」^㙽」^㙾」^㙿」^㚀」^㚁」^㚂」^㚃」^㚄」^㚅」^㚆」^㚇」^㚈」^㚉」^㚊」^㚋」^㚌」^㚍」^㚎」^㚏」^㚐」^㚑」^㚒」^㚓」^㚔」^㚕」^㚖」^㚗」^㚘」^㚙」^㚚」^㚛」^㚜」^㚝」^㚞」^㚟」^㚠」^㚡」^㚢」^㚣」^㚤」^㚥」^㚦」^㚧」^㚨」^㚩」^㚪」^㚫」^㚬」^㚭」^㚮」^㚯」^㚰」^㚱」^㚲」^㚳」^㚴」^㚵」^㚶」^㚷」^㚸」^㚹」^㚺」^㚻」^㚼」^㚽」^㚾」^㚿」^㜀」^㜁」^㜂」^㜃」^㜄」^㜅」^㜆」^㜇」^㜈」^㜉」^㜊」^㜋」^㜌」^㜍」^㜎」^㜏」^㜐」^㜑」^㜒」^㜓」^㜔」^㜕」^㜖」^㜗」^㜘」^㜙」^㜚」^㜛」^㜜」^㜝」^㜞」^㜟」^㜠」^㜡」^㜢」^㜣」^㜤」^㜥」^㜦」^㜧」^㜨」^㜩」^㜪」^㜫」^㜬」^㜭」^㜮」^㜯」^㜰」^㜱」^㜲」^㜳」^㜴」^㜵」^㜶」^㜷」^㜸」^㜹」^㜺」^㜻」^㜼」^㜽」^㜾」^㜿」^㝀」^㝁」^㝂」^㝃」^㝄」^㝅」^㝆」^㝇」^㝈」^㝉」^㝊」^㝋」^㝌」^㝍」^㝎」^㝏」^㝐」^㝑」^㝒」^㝓」^㝔」^㝕」^㝖」^㝗」^㝘」^㝙」^㝚」^㝛」^㝜」^㝝」^㝞」^㝟」^㝠」^㝡」^㝢」^㝣」^㝤」^㝥」^㝦」^㝧」^㝨」^㝩」^㝪」^㝫」^㝬」^㝭」^㝮」^㝯」^㝰」^㝱」^㝲」^㝳」^㝴」^㝵」^㝶」^㝷」^㝸」^㝹」^㝺」^㝻」^㝼」^㝽」^㝾」^㝿」^㞀」^㞁」^㞂」^㞃」^㞄」^㞅」^㞆」^㞇」^㞈」^㞉」^㞊」^㞋」^㞌」^㞍」^㞎」^㞏」^㞐」^㞑」^㞒」^㞓」^㞔」^㞕」^㞖」^㞗」^㞘」^㞙」^㞚」^㞛」^㞜」^㞝」^㞞」^㞟」^㞠」^㞡」^㞢」^㞣」^㞤」^㞥」^㞦」^㞧」^㞨」^㞩」^㞪」^㞫」^㞬」^㞭」^㞮」^㞯」^㞰」^㞱」^㞲」^㞳」^㞴」^㞵」^㞶」^㞷」^㞸」^㞹」^㞺」^㞻」^㞼」^㞽」^㞾」^㞿」^㟀」^㟁」^㟂」^㟃」^㟄」^㟅」^㟆」^㟇」^㟈」^㟉」^㟊」^㟋」^㟌」^㟍」^㟎」^㟏」^㟐」^㟑」^㟒」^㟓」^㟔」^㟕」^㟖」^㟗」^㟘」^㟙」^㟚」^㟛」^㟜」^㟝」^㟞」^㟟」^㟠」^㟡」^㟢」^㟣」^㟤」^㟥」^㟦」^㟧」^㟨」^㟩」^㟪」^㟫」^㟬」^㟭」^㟮」^㟯」^㟰」^㟱」^㟲」^㟳」^㟴」^㟵」^㟶」^㟷」^㟸」^㟹」^㟺」^㟻」^㟼」^㟽」^㟾」^㟿」^㠀」^㠁」^㠂」^㠃」^㠄」^㠅」^㠆」^㠇」^㠈」^㠉」^㠊」^㠋」^㠌」^㠍」^㠎」^㠏」^㠐」^㠑」^㠒」^㠓」^㠔」^㠕」^㠖」^㠗」^㠘」^㠙」^㠚」^㠛」^㠜」^㠝」^㠞」^㠟」^㠠」^㠡」^㠢」^㠣」^㠤」^㠥」^㠦」^㠧」^㠨」^㠩」^㠪」^㠫」^㠬」^㠭」^㠮」^㠯」^㠰」^㠱」^㠲」^㠳」^㠴」^㠵」^㠶」^㠷」^㠸」^㠹」^㠺」^㠻」^㠼」^㠽」^㠾」^㠿」^㡀」^㡁」^㡂」^㡃」^㡄」^㡅」^㡆」^㡇」^㡈」^㡉」^㡊」^㡋」^㡌」^㡍」^㡎」^㡏」^㡐」^㡑」^㡒」^㡓」^㡔」^㡕」^㡖」^㡗」^㡘」^㡙」^㡚」^㡛」^㡜」^㡝」^㡞」^㡟」^㡠」^㡡」^㡢」^㡣」^㡤」^㡥」^㡦」^㡧」^㡨」^㡩」^㡪」^㡫」^㡬」^㡭」^㡮」^㡯」^㡰」^㡱」^㡲」^㡳」^㡴」^㡵」^㡶」^㡷」^㡸」^㡹」^㡺」^㡻」^㡼」^㡽」^㡾」^㡿」^㢀」^㢁」

……太陽のバン(この句不明)に坐して居る。その膝、背は疲勞する(§ XLIV—XLV)。」

「理髮師は食事に際し、食物を脰の上においた儘に濟し、夕方になる迄勞働をやらねばならぬ(§ XI, VIII—XIX)。町々を刺仕事を求め歩いて、口腹を充すには蜂の如くに立働かねばならぬ(§ I—III)。」

「船乗は航行中に病に罹れば、苦痛は常人に増し、爐邊(家庭)より遠さかつて、強制勞働に服する(§ LXVII—LXX)……さうでないと家族が餓に迫られる(XC)。」

「庭師は彼が施肥し終つたとき、その手が略々首にある程疲勞する。彼は朝にあつて水を持つ、露のしく野菜より、夕にあつて、葡萄にまで徘徊し、しかも日々なす仕事は、空腹を充分支へ得ない(§ XCIV—XCX)。彼が母は無智である(§ C)。」

「農夫の身に纏ふものは、一生涯着盡すかと思はれる程で、鳥のために聲を上げねばならない。その指は風に乾かし(拭ふべき物を持たない)、沼地の中で憩はねばならぬ。彼等は強制される働手であり、獸の如き健康を樂しんだ者も、病氣に脅かされるに至る(§ CH—CVIII)。」

「織匠は家の内に居るが、婦人よりも尙慘めで、膝頭は心臓のある個所にあたる(地上に坐し背を圓く曲げて働く)(§ CXIV—CXV)。彼は外氣を呼吸することを得ないで、一日の織り方が少しでも不足する場合は、水溜の睡蓮の如くに罰せられる(この比喻不明)(§ CXVI—CXVII)。彼は外界の光線を樂しまんがために荷擔夫に麵麩を與へる(§ CXIX—CXX)。」

「刀鍛冶（一般に武器の作者）は外國に行くことを、極端に禁せられて居る (§ CXXI—CXXII)。」
「飛脚は外國に行かねばならない。故に子供に家督を豫め譲るべきである (§ CXXX—CXXXI)。そ
は、猛獸、アジア人より襲はれる危険があり、埃及に一朝事ある際は直ちに出勤するを要する (§ CX
XXII—CXXXVD)。彼には重責あつて喜悅がなから (§ CXXXVII—CXXXVIII)。」

「染物屋はその指を臭くする。宛も悪い魚の香の様で、その眼は疲れ、手は休むこと無く、古き衣服には裂目に氣を遣ふ。彼にとつては衣服は見るも厭ふべきものである (§ CXXXIX—CXLI)。」

「草履造る者は慘めである。常に乞ひ歩いて彼の健康は悪しき魚の如く、彼は草を口にして噛み切らねばならぬ (§ CXLI—CXLVIII)。」

尙、洗濯屋 (§ CXLIX—CLII)、鳥屋 (§ CLXIV—CLXVIII)、漁夫 (§ CLXIX—CLXXVIII) の困難なる仕事をあげ、鱈魚の危険を説いて居るが、大同小異であるから省くことにする。以上の如く作者は多くの職業について評説して居ることは、一面當時の社會の情勢を窺ふ史料として諄々しさを構はずに紹介したが、作者は進んで、「仕事としては文字を知ることが第一である書記を選んで、これになるやうに努力期待せよ (§ CLXXIX—CLXXXI)。」とし、書記の仕事を稱賛して居る。進んで種々なる注意を與へ、「衣食足つて禮節を知る」が如き口吻を洩し、三個の麵麩をとり、二瓶の麥酒を得る (§ CCXXXIII—CCXXXIV) のことを述べ、一般民衆が書記たることは努力次第で、必らずしも至難でない。

故に勉學に精進し、步調を高め、邁進すべく、障礙に當つて意氣阻喪するなど激勵し、先輩の後援、神々の照覽を以て結んで居る。

斯くして、王事に盡し、王の保護を受ける階級にまで登ることを、當時の向上心ある青年が望んだと共に世故に長じた父兄はこれを教導した儼が俾ばれる。



(37) Text. Bibliothèque de l'École des Hautes Études, Recueil d'études égyptologiques dédiées à la mémoire de J.-F. Champollion à l'occasion de Centenaire, Paris 1922 p. 433 f.


(38) Virey, The Precepts of Ptah-Hotep, R. P. new S. III p. 1 f.

Budge: Egyptian Reading Book, London 1896 p. 244 f.

(一)

最後に、取残された農夫の境遇は憫れであることは既述した通りであるが、しかも一介の農夫の身を以て、王の官吏と堂々と是非曲直を争つた物語がある。「雄辯なる農夫の物語」と云はれるもので、素より事實ではないが、之によつて農夫と云へども正義のためには主張し得る、或は主張したい事を示して居ると考ふべきである。

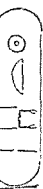
この物語は普通に第十二王朝になるものとされて居るが、中には稍々時代を遡らして考へる者がある。例へばニュームリ (Newberry) の如きは、これに表はれる王名  は、 は、

と等しく、ヘラクレオポリス (Hierakleopolis) の王即ち第九、第十の王朝であるとして居るが^⑧、縦令、この王名に關してこの説が正しいとするも、文體並に、地名よりして第十二王朝と推定される通説を覆し得ないし、「昔何地に何某」があつたと云ふ書出し  から見ても、古い王名を用ゐるのは差支へない。

セケット・ヘマツト (Sechet-hemat) ^⑨ の農夫、クエンアンブ (Huenanpu) が、家族のために生活の資料を得んと、土地の産物を以て、ヘラクレオポリスに來る途中、テフテイネクト (Tehutinekt) の姦計に陥り、その持物を悉く奪はれた。農夫はこれを取返へさんとして徒に十日を費したが、駄目であつたので、遂に意を決して之を訴へることになつた。これを聽く立場にあるレンシ (Rensi) が實はテフテイネクトの主人であつたので、農夫の雄辯には感じたが之を默殺せんとし唯國王に一部分を告げた。國王は雄辯なる彼の口上を筆寫せしめて自らの慰みのため納めんとした。それでレンシは判決を故意に與へなかつたから、可愛想にも農夫は前後九回に互つて懸河の辯舌を振ふことになつた。

「眞理は永遠に眞である。眞實は之を行つた者と共に死者の市(墓地)に達する。彼は棺内に横たへられて大地に埋葬される。彼の名は地上に拭ひ去られない。人々は善のために彼を憶ふ。斯くして神の語の正しい主張は高らかに響く、天秤そのものが傾斜して立つ以上審議はされるべきであるか。寧ろ天秤が片方にかたむく事が考へられる」とレンシを揶揄し、更に「天秤は傾くか、皿があつて之に

計らるべき物が乗る。正しい天秤は何ら疚しいものがない。……人類の天秤は舌である。……若し汝が價するだけのものを罰すれば、眞理は汝と協調するであらう。若し虚偽に進むならば、自ら欺き、渡船して渡るものでない(目的を達しない)。虚偽なる者は子なく、地上の嗣業もなくならう。これを懷いて航する者は、上陸地に達しない。……汝が知つて居る事實について顔を被ふて自らを隠すな。歎願する者を突戾すな。……眞實に對して耳を閉す者に友はなく、貪慾なる者には幸福なる日はない」と主張して居る。



(39) Newberry : King of the story of the Eloquent Peasant. Z. A. I. S. 123.

(40) Cairo 6西 Wadi an Natfan と呼ばれる地方。

(一)

以上、第十二王朝そのもの、王者、豪族、官吏、民衆、農夫等について簡單ながら見終つた。中王國の國王としては概して古王國の盛時を目標としたと考へられ、例へば軍隊の組織、武裝等に就いて見るも、古王國に比べて本質的には變化がないが、古王國の王者が、稍もすれば神たる意味に進み、人なる大臣に政務を委ねる傾きがあつたに對し、豪族を制するために第十二王朝の王者は實力ある強き支配者たるを要した。しかも一般民衆に對して善き王たることが期待された。王の身邊を保護する親衛兵が起つたのも、この頃より餘り廻り得ないと見て差支へがない。更に中産階級の勃興は見逃

し得ない事實で、支配階級にまで向上、割込の運動が彼等の實勢力の増加するにつれて著しくなるのである。新王國特に第十八王朝に興起した軍閥の如きは當時未だ見ないが、祭司の勢力は侮り難いものがあつたのは云ふを俟たない。これ等に就いては他日に譲る事にしたい。

(41) *Ennan, Ägypten, Tübingen 1928 S. 626.*

附記 Hieroglyphic の transcript はここを用ゐるべきであるが、邦字に寫す不便、並びに既に通用されて居る固有名詞の場合等

を參酌して、甚だ便宜的になつた。又、印刷の手續上字母は必ずしもその時代の字體に依つて居ない等不統一なる點を恥づる次第であるが、現状では止むを得ないと思ふ。(昭和七一九一八稿了)